

介護老人保健施設 ゆうゆうハウス
(介護予防)訪問リハビリテーション(訪問リハ)に関する
重要事項説明書(令和5年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 ゆうゆうハウス
- ・開設年月日 平成12年3月28日
- ・所在地 〒932-8518 富山県小矢部市島322番地
- ・管理者名 宮元 進
- ・電話番号 0766-67-8008
- ・ファックス番号 0766-67-8002
- ・電子メール info@yuyuhouse.com
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1650980012号)
- ・ホームページ <http://www.yuyuhouse.com/>
- ・携帯電話用ホームページ <http://www.yuyuhouse.com/i/>



(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護や通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。



ここは必ず
お読み下さい。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営方針を定めています。

[介護老人保健施設 ゆうゆうハウス の運営方針]

1. 小矢部市を中心とする西砺波郡の地域保健福祉計画の示す線に沿って、他の関連業務施設と連携し、地域の要介護老人の自立支援、家庭復帰を目指す援護業務の遂行にまい進します。
2. 施設運営の基本姿勢として、利用者本位の立場に立ち、医療・看護・リハビリテーション・生活介護のどれ一つにも偏重せず、よきバランスを取った上で、個人個人一人一人の具体的ケースに対応した計画を立て、業務を行なうよう努力します。
3. 施設サービスの特色としては、利用者・家族の方々と共に、明るく、家庭的雰囲気をつくるように、職員が先頭に立って努力します。
4. 施設サービスの提供に当たる際は、利用者の家族、地域のボランティアの方々に積極的参加を呼びかけ、開かれた施設運営が行なわれるよう努力します。
5. 全職員は常に学習と工夫を重ね、求められるあらゆる困難なケースも回避することなく、チャレンジ精神で対処し、利用者の希望を実現していく努力をします。

認知症高齢者介護の理念

- ◎利用者に向きあい、ありのまま受け入れます
- ◎利用者の可能性を見い出し伸ばしていきます
- ◎一人の大切な人として尊重することを忘れず接します。
- ◎地域に開かれた施設として関わっていきます。

介護老人保健施設ゆうゆうハウス

(3)施設の職員体制(訪問リハビリテーション部門)(令和5年4月1日現在)

	常 勤	非常勤	業務内容
・医 師	1 (兼務)		医学的評価・日常診療・利用者、職員の健康管理・協力病院との連携
・理学療法士 ・作業療法士	6 (兼務)		リハビリテーション 家族等への指導、相談

(4)入所定員等 ・定員 80 名

・療養室 個室【従来型個室】8室、4人室【多床室】18室

(5)通所定員 20 名



ここは必ず
お読み下さい。

2. サービス内容

- ①訪問リハビリテーション(介護予防リハビリテーション)計画の立案
- ②リハビリテーション(機能訓練)

3. 営業日及び営業時間

- ・ 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、お盆(8月15日、16日)、年末年始(12月31日から1月2日まで)を除く。
- ・ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

4. 通常の実施地域

- ・ 通常の実施地域は小矢部市とします。

5. 介護保険サービス費(ご利用者負担分)のご案内

● 5-1 (介護予防)訪問リハビリテーション費等

(1割負担分)・【2割負担分】・《3割負担分》

区 分 等		料 金
① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーション(1回20分以上のサービス、1週に6回が限度)	要支援 1・2	307 円/回
	要介護 1・2	【614 円/回】
	要介護 3・4・5	《921 円/回》

※当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 当事業所の医師が診察を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合は、1回につき50単位を減算します。

● 5-2 加算(1割負担分)・【2割負担分】・《3割負担分》

項 目	料 金
② 短期集中リハビリテーション実施加算 ※ 短期集中リハビリテーション実施加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。 退院(退所)日または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。	200 円/日 【400 円/日】 《600 円/日》

※ 上記の①～②は確定申告の際の医療費控除の対象となっております。

項 目	料 金
<p>③ リハビリテーションマネジメント加算</p> <p>リハビリテーションマネジメント加算は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことなどにより、継続的に訪問リハビリテーションの質を管理したことを評価し、算定します。(A)イ・ロ、(B)イ・ロによって内容が異なります。</p> <p>・リハビリテーションマネジメント加算(A)イ</p> <p>当事業所の医師が、理学療法士等に訪問リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容がわかるように記録を残します。三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を医師、理学療法士、介護支援専門員等と共有し、会議の内容を記録します。利用者の状態の変化に応じ、計画を見直します。</p> <p>当該計画について、作成に関与した理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに医師に報告します。また、介護支援専門員に対し必要な支援方法等の情報提供を行います。当事業所の理学療法士等が、ケアプランに位置づけられた指定訪問介護事業等の従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者もしくはその家族に対し、必要な助言を行い、これらについて記録します。</p> <p>・リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ</p> <p>当事業所の医師が、理学療法士等に訪問リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容がわかるように記録を残します。三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を医師、理学療法士、介護支援専門員等と共有し、会議の内容を記録します。利用者の状態の変化に応じ、計画を見直します。</p> <p>当該計画について、作成に関与した理学療法士等が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得るとともに医師に報告します。また、介護支援専門員に対し必要な支援方法等の情報提供を行います。当事業所の理学療法士等が、ケアプランに位置づけられた指定訪問介護事業等の従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者もしくはその家族に対し、必要な助言を行い、これらについて記録します。当事業所における訪問リハビリテーション計画等の内容に関するデータを厚生労働省に提出します。</p> <p>・リハビリテーションマネジメント加算(B)イ</p> <p>当事業所の医師が、理学療法士等に訪問リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容がわかるように記録を残します。三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を医師、理学療法士、介護支援専門員等と共有し、会議の内容を記録します。利用者の状態の変化に応じ、計画を見直します。当該計画について、当事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。当事業所の理学療法士等が、ケアプランに位置づけられた指定訪問介護事業等の従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者もしくはその家族に対し、必要な助言を行い、これらについて記録します。</p> <p>・リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ</p> <p>当事業所の医師が、理学療法士等に訪問リハビリテーションの実施に当たっての指示を行い、その内容がわかるように記録を残します。三月に一回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を医師、理学療法士等、介護支援専門員等と共有し、会議の内容を記録します。利用者の状態の変化に応じ、計画を見直します。当該計画について、当事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。当事業所の理学療法士等が、ケアプランに位置づけられた指定訪問介護事業等の従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者もしくはその家族に対し必要な助言を行い、これらについて記録します。当事業所における訪問リハビリテーション計画等の内容に関するデータを厚生労働省に提出します。</p>	<p>180 円/月 【360 円/月】 《540 円/月》</p> <p>213 円/月 【426 円/月】 《639 円/月》</p> <p>450 円/月 【900 円/月】 《1,350 円/月》</p> <p>483 円/月 【966 円/月】 《1,449 円/月》</p>

項 目	料 金
<p>④サービス提供体制強化加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、指定訪問リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数3年以上の職員が1人以上いる場合に算定します。</p>	<p>6 円/回</p> <p>【12 円/回】</p> <p>《18 円/回》</p>
<p>⑤ 移行支援加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行ない、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう)の末日が属する年度の次の年度内に限り、所定単位数に加算する。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下の通りです。</p> <p>イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 評価対象期間において指定訪問リハビリテーション事業の提供を終了した者(以下「訪問リハビリテーション終了者」という。)のうち、指定通所介護等(指定通所リハビリテーションを除く。)を実施した者の占める割合が百分の五を超えていること。</p> <p>(2) 評価対象期間中に指定訪問リハビリテーション事業の提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、居宅訪問等により、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、三月以上継続する見込みであることを確認して、記録していること。</p> <p>ロ 十二をその指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が百分の二十五以上であること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める期間とは以下の通りです。</p> <p>社会参加支援加算を算定する年度の初日の属する年の前年一月から十二月までの期間。</p>	<p>17 円/日</p> <p>【34 円/日】</p> <p>《51 円/日》</p>
<p>⑥ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域(指定居宅サービス基準第82条第五号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	<p>1 回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数</p>

※ 以上の③～⑥は確定申告の際の医療費控除の対象となっております。

5. 介護保険サービス費以外の利用料金表(希望制)

●5-1 介護保険サービス費以外の利用料金表について

項 目	料 金	備 考
領収書再発行手数料 (希望制)	110 円/枚 (消費税込)	療養費請求書兼領収書の再発行手数料 (領収年月日の確認及び「領収印」 「再発行印」捺印の上、再発行致します。

6. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・ 名称 公立学校共済組合 北陸中央病院
- 住所 〒932-8503 富山県小矢部市野寺 123
- ・ 電話番号 0766-67-1150 ・ファックス番号 0766-68-2716
- ・ ホームページ <http://hokuriku-ctr-hsp.jp/>

・協力歯科医療機関

- ・ 名称 医療法人社団 山田歯科医院
- ・ 住所 〒932-0052 富山県小矢部市泉町 7-10
- ・ 電話番号 0766-67-6000 ・ファックス番号 0766-68-0900
- ・ ホームページ <http://www.yamada-dent.jp/>

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「利用同意書」又は「緊急連絡票」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

7. サービスの提供にあたっての留意事項

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者に交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。

(4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8. 非常災害対策

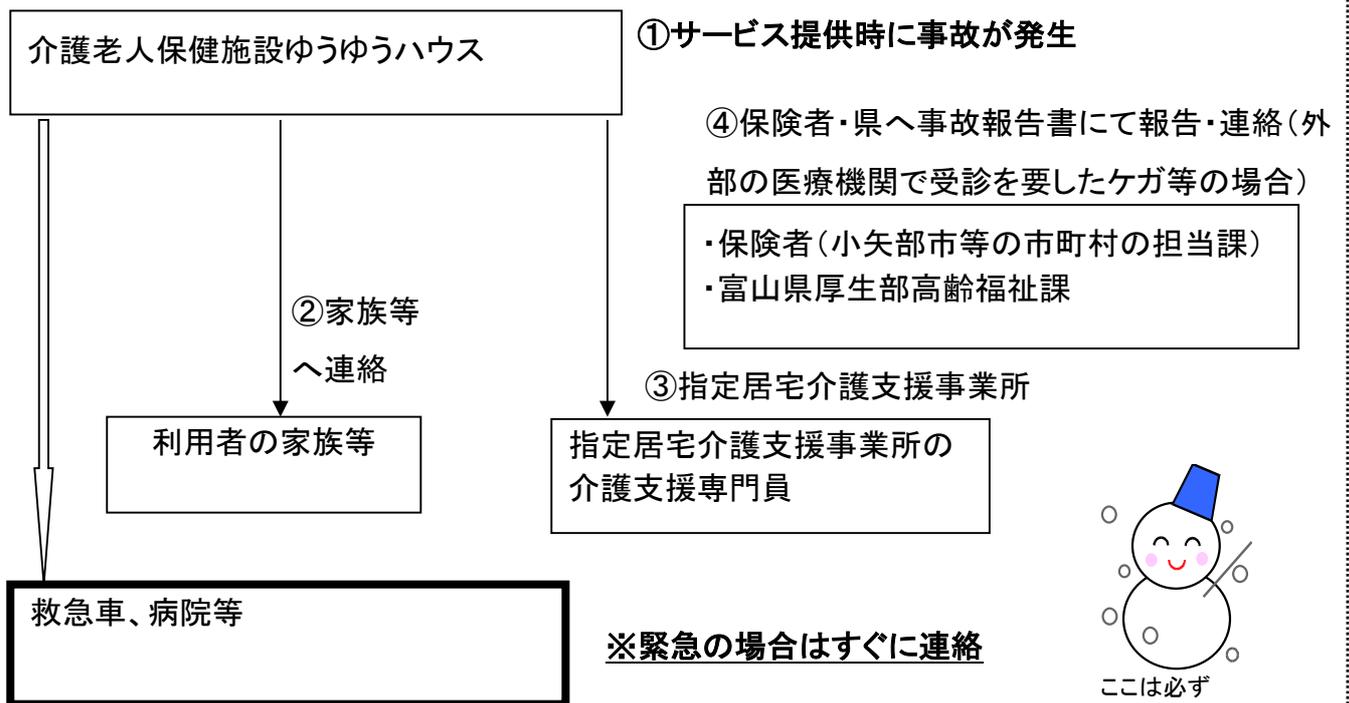
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難待機スペース、避難用スロープ
- ・防災訓練 年2回(うち1回は夜間想定訓練)

9. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、ペットの持ち込み、特定の政治活動」は禁止します。

10. 事故発生時の対応(災害発生時の対応も含む)

訪問リハビリ利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員、通所利用者の御家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、訪問リハビリ利用者に対する訪問リハビリテーションサービスの提供により当施設が賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。



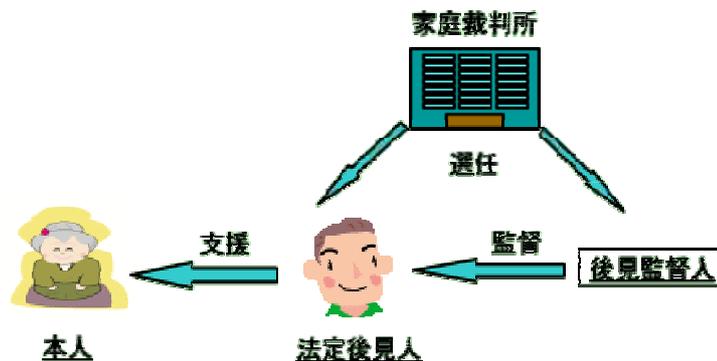
11. 成年後見制度について

1) 成年後見制度とは？

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の中には、判断能力が十分でないために、財産管理や身上監護(介護、施設への入・退所)についての契約や遺産分割など法律行為等を、自分で行なうことが困難な方々がおられます。このような方々を保護し、支援するのが^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度です。この制度には^{ほうていこうけんにんせいど}法定後見人制度、^{にんいこうけんにんせいど}任意後見人制度の2通りがあります。

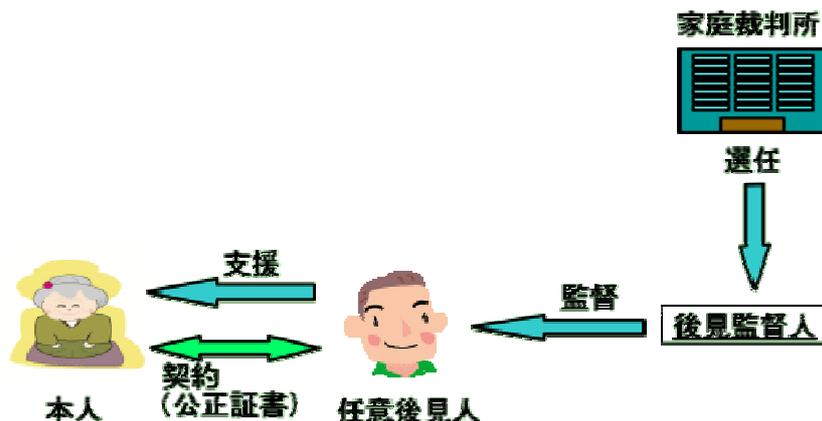
2) 法定後見人制度とは？

この制度には^{こうけん}「後見」「^{ほさ}補佐」「^{ほじょ}補助」の区別があります。「補助」は、軽度の精神上の障害により、判断能力が十分でない方のために新設された制度です。特定の法律行為について「補助人」の支援が受けられます。その他「成年後見人」「保佐人」もいます。これらの後見人は家庭裁判所が選任します。必要に応じて複数の後見人を選んだり、法人を後見人に選ぶことも可能となりました。後見人を監督する「成年後見監督人」を家庭裁判所が選任することがあります。



3) 任意後見人制度とは？

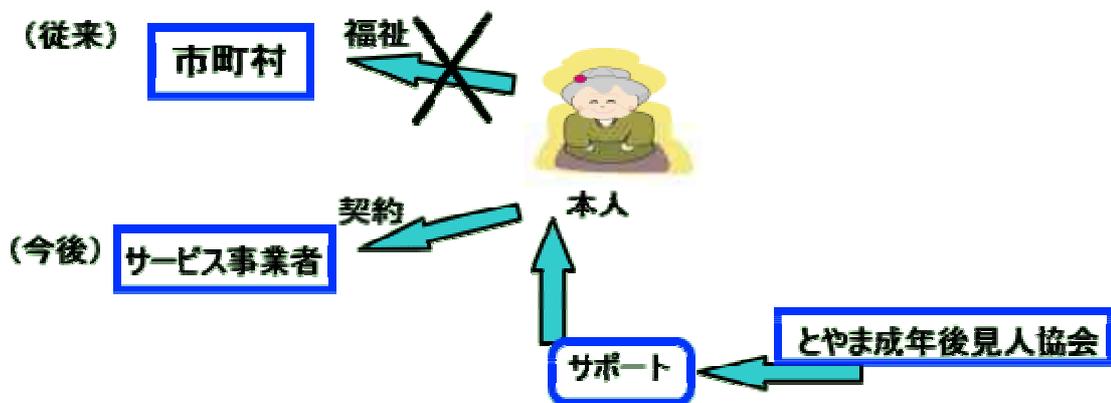
一人暮らしの高齢者などが、将来に備え、まだ十分な判断能力があるうちに、自分の財産管理や身上監護について、「任意後見人」を自ら選任し、契約内容を「公正証書」で作成しておきます。本人の判断能力が低下した場合、受任者等が家庭裁判所へ「後見監督人」選任の申し立てを行いません。その結果、家庭裁判



所が後見監督人を選任したとき、受任者は初めて「任意後見人」として活動することになります。

4) 介護保険制度との関係は？

平成12年4月から新しく制定された介護保険制度の特徴は、従来の「福祉行政の措置」から「利用者とサービス事業者との契約」に変わったことです。判断能力が十分でない高齢者にとって、このような「サービス契約」が適切かどうかの判断は容易ではありません。そこでこのような方を援助し、権利を擁護するために成年後見制度は必要とされています。介護保険制度と成年後見制度は「車の車輪」のようなものです。



(NPO 法人とやま成年後見人協会 パンフレットより抜粋)

5) 連絡先

成年後見制度を利用するための相談や、家庭裁判所への手続きについては、下記の団体がございますので、お気軽にご相談ください。

●NPO 法人とやま成年後見人協会	電話 076-431-1526
●NPO 法人となみ地域障害者 成年後見福祉会	電話 0766-68-3822
●司法書士会 社団法人成年後見センター リーガルサポート富山県支部	電話 076-431-9332
●富山県弁護士会総合法律センター	電話 076-421-4811
●NPO 法人 道しるべの会	電話 0766-23-9100

12. 要望及び苦情等の相談について

1) 要望や苦情などがございましたら下記の体制で受け付け致します。

- ① 当施設には支援相談の専門員として支援相談員、リハビリテーション職員、医師等職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

施設の相談窓口	支援相談員 府中 志帆・定村 拓海・山下麻里・ 松本 諒大 理学療法士 井林 瑞穂・長井 茉実・京塚 莉央 作業療法士 吉川 郁恵 電話 0766(67)8008 FAX 0766(67)8002
---------	---

- ② 文書で所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ③ 直接、以下の相談窓口へ申し出て頂くことも出来ます。

市の相談窓口	小矢部市役所 民生部 健康福祉課 電話 0766(67)8605 FAX 0766(67)8602 E-mail: kenfuku@city.oyabe.toyama.jp	 ここは必ず お読み下さい。
砺波地方介護保険組合	〒939-1392 砺波市栄町7番3号 TEL 0763-34-8333 / FAX 0763-34-8334 E-mail: kaigo@ns.pci-area.tonami.toyama.jp	
富山県国民健康保険 団体連合会 情報・介護 保険課 介護保険係	苦情相談窓口電話 TEL 076(431)9833 / FAX 076(431)9834 受付時間: 午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)	
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	富山県社会福祉協議会内 電話 076(432)3280 来所相談 月～金 午前9時～午後5時	

- 2) 即時対応が出来ない事項につきましてはご利用者、ご家族とのお話し合いの場を設け、検討していきます。

- 3) 具体的対応をとり、ご利用者、ご家族の皆様より了解を得られますよう努力いたします。

13. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。また、お申込に関するお問い合わせ・ご見学は随時対応いたしますので、お気軽にご相談下さい。

介護・診療情報の提供および個人情報の保護に関するお知らせ

当施設は、利用者の皆様への説明と納得に基づくサービス提供（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

介護・診療情報の提供

- ◆ ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師または支援相談員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。

介護・診療情報の開示

- ◆ ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、医師または「利用相談室」に開示をお申し出ください。開示・謄写に必要な実費をいただきますので、ご了承ください。

個人情報の内容訂正・利用停止

- ◆ 個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。
- ◆ 当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。職員にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

- ◆ 個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。
- ◆ サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されないかたちで報告することがあります。詳細は別紙に記載します。
- ◆ 当施設は介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

ご希望の確認と変更

- ◆ 入所予定の変更、介護給付・被保険者証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者さんご本人又はご家族の方に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- ◆ 居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- ◆ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合には、お申し出下さい。また、施設広報誌に写真掲載を望まない場合もお申し出下さい。
- ◆ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

相談窓口

- ◆ ご質問やご相談は、各部署責任者または以下の個人情報保護相談窓口をご利用下さい。
個人情報保護相談窓口 利用相談室 府中 志帆・定村 拓海・山下 麻里・松本 諒大

個人情報の利用目的

介護老人保健施設ゆうゆうハウスでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)利用約款

介護老人保健施設 ゆうゆうハウス

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設 ゆうゆうハウス（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。

- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額70万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 訪問利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）実施時間中に利用中止を

申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な訪問リハビリテーションサービスの提供を超えると判断された場合
- ④利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤利用者又は扶養者が、当施設、当施設の職員に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、利用が不可能となった場合

(利用料金)

第6条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則口座振替によるものとします。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いが確認できたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その完結の日から5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行ないません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されて

いることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用中に利用者の心身の状態が急変した場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医または歯科医師への連絡を行い、指示を求めます。

- 2 前項のほか、訪問利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等に

ついて、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

御利用者及び御家族の皆様

富山県小矢部市島 322
介護老人保健施設 ゆうゆうハウス

[公印省略]

療養費口座振替制度・取扱金融機関についてのお知らせ

日頃から施設の運営にご理解・ご協力頂きまして誠にありがとうございます。

さて、当施設の療養費のお支払いについては、療養費の口座振替制度(通帳からの自動支払い方法)を現在導入しております。

つきましては、引落し手数料は当施設にて負担させて頂きますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

<手続の方法>

1. 預金口座振替依頼書の用紙を、裏面の「預金口座振替依頼書の記入のしかた」をご確認のうえ、ご記入・ご捺印ください。**当月 29 日**まで当施設へご提出ください。なお、預金口座振替依頼書の印鑑相違・口座番号の誤りがあると、引き落とし開始日が遅れたり、再度、預金口座振替依頼書をご提出いただくこととなりますのでご注意ください。
2. 引き落とし日は、**毎月 22 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)**となりますので、残高のご確認をお願いいたします。手続きが完了しますと、当月の療養費は**翌月 22 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)**に引き落としさせていただきます。
3. 領収書は引き落とし完了確認後、領収印を捺印の上、次月の療養費請求書に同封して送付致します。

4. 取扱金融機関一覧表

①銀行	北陸銀行	富山銀行	北國銀行	富山第一銀行
	福井銀行	福邦銀行	りそな銀行	みずほ銀行
	三井住友銀行	三菱東京UFJ銀行		
②信用金庫	石動信用金庫	砺波信用金庫	金沢信用金庫	富山信用金庫
	北陸信用金庫	高岡信用金庫	氷見伏木信金	北陸労働金庫
	新湊信用金庫	武生信用金庫	小浜信用金庫	
	敦賀信用金庫	のと共栄信用金庫	にいかわ信用金庫	
	興能信用金庫	越前信用金庫	福井信用金庫	鶴来信用金庫
③信用組合	富山県信用組合	金沢中央信用組合		
④ゆうちょ	全国のゆうちょ銀行			
⑤農協	富山、石川、福井県下すべての農協			
⑥漁協	富山、石川県下すべての漁協			

以上

預金口座振替依頼書の記入のしかた

○太枠内をボールペンで強く記入してください。複写が薄いと登録ミスの原因となります。

預金口座振替依頼書

銀行
信用金庫 御中
組合

捨
印

(収納事務受託会社) **株式会社 石川コンピュータセンター** 年 月 日

会社名	介護老人保健施設ゆうゆうハウス		料金等の種類	
預金者	(フリガナ) 住所	〒 - TEL() -		
	(フリガナ) 氏名		通 お 届 け 印	印
契約者 <small>上記の氏名と異なる ときに記入してください</small>	住所	〒 - TEL() -		
	(フリガナ) 氏名			
契約者番号	0 3 6 9 2 1			
振替開始	(和暦) 年 月 支払分	振替日	2日 12日	22日

私は上記の料金等をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約の上依頼します。

金融機関から振替する場合ご記入下さい。

指定口座	銀行 信用金庫 組合	支 種 目	口 座 番 号
		普通(総合)1 座2	

郵便局から振替する場合ご記入下さい。

種目コード	契約種別コード	通 帳 記 号	通 帳 番 号(右づめ)
1 6 6 3 0			

払込先 口座番号	金 沢 6 - 8 3 1 2	払込先 加入者名	株式会社 石川コンピュータセンター 収納事務受託会社	種別 払込 別金	3 0
-------------	-----------------------	-------------	-------------------------------	----------------	-----

約 定

1. 預金の払出については、上記業者が振替請求事務を委託する株式会社石川コンピュータ・センターより請求されること、並びに私に通知することなく、請求書記載金額を払出処理されることを承諾します。
2. 預金の支払手続きについては、当座勘定約定または預金規定にかかわらず当座小切手の払出、預金払出請求書の提出などいたしませんから貴金融機関所定の方法により取扱ってください。
3. 指定預金残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は、貴金融機関が必要と認めた場合は、私に通知することなく解除されても異議はありません。
5. この取扱について、万一紛議が生じても貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

株式会社 石川コンピュータセンター

①預金者（口座名義人）
通帳に登録してある住所と名前を記入してください。
フリガナも記入してください。1字でも違うと照合できません。

②通帳お届け印
通帳お届け印を押してください。2枚目3枚目と捨印欄にもご捺印ください。

③契約者（御利用者）
契約者と預金者が異なる場合、記入してください。

④指定口座
振替口座が金融機関の場合、こちらに記入してください。○○支店△△出張所の場合は出張所まで記入してください。
種目の欄は、1（普通）・2（当座）のどちらかに○をつけてください。

⑤指定口座（郵便局）
振替口座が郵便局の場合に記入してください。通帳番号は右づめで記入してください。

※記入ミスは二重線で訂正し、必ず訂正印を押してください。訂正印及び捨印は通帳お届け印と同じものを押してください。

※印鑑は鮮明に押印してください。不鮮明だと照合できない場合があります。押しなおす場合は、初めに押した場所から少し離して押印してください。

【確定申告の際の医療費控除について】

自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。1年間に支払った医療費に対して所得税の一部が戻る制度です。

■内容

前年(1月1日～12月31日)に支払った医療費自己負担額の総額が、10万円を超えた場合、または合計所得金額(世帯合算)の5%を超えた場合(どちらか少ない額)、最高200万円までの医療費控除が受けられます。

■対象となるもの

- ① 医師又は歯科医師による診療又は治療の対価。(ただし、健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。)
- ② 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価。(ただし、風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は医療費となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は医療費となりません。)
- ③ 病院、診療所の入院費
- ④ 治療のためのあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう等の施術費
- ⑤ 6ヶ月以上寝たきり状態で、医師によりおむつが必要と認めた人のおむつ代
- ⑥ 介護保険制度のサービスを利用した費用

■利用の方法

確定申告書、給料の源泉徴収票、印鑑、医療費の領収書等を持って、管轄の税務署で申告します。

■詳しい内容は国税庁のホームページ内のタックスアンサーにおいて、「所得税」の項目にて探すことができます。

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shotoku.htm>

【医療費控除の対象となる施設サービス】

施設サービスの種類	介護報酬1割負担分	居住費(※3)	食費(※3)
介護老人保健施設	○	○	○
(地域密着型)介護老人福祉施設	○(1/2)	○(1/2)	○(1/2)
介護医療院 介護療養型医療施設(※1)	○	○	○

3 高額介護サービス費として払戻しを受けた場合は、その高額介護サービス費を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額を計算することとなります。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の施設サービス費に係る自己負担額のみに対する高額介護サービス費については、2分の1に相当する金額を医療費の金額から差し引いて医療費控除の金額の計算をすることとなります。

【医療費控除の対象となる居宅サービス】

【医療費控除の対象となる居宅サービス】	介護報酬 1割負担分	居住費 (※2)	食費 (※2)
(介護予防)通所リハビリテーション(※1)(※3) 【医療機関でのデイサービス・デイケア】	○	—	○
(介護予防)短期入所療養介護(※1)(※3) 【医療機関・ショートステイ】	○	○	○
(介護予防)訪問看護(※1) (介護予防)訪問リハビリテーション(※1) (介護予防)居宅療養管理指導(※1) 【医師等による管理・指導】	○	—	—

※1 医療系サービスについては、その病状に応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額について、従来のとおり医療費控除の対象とする。また、指定居宅サービス事業者(居宅サービス等を提供する事業者で都道府県知事が指定するものを言います。)等が発行する領収書に、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。

※2 全ての介護保険サービスについては、特別な居住費・食費について、従来のとおり医療費控除の対象としない。

※3 交通費のうち、通所リハビリテーションや短期入所療養介護を受けるため、介護老人保健施設や指定介護療養型医療施設へ通う際に支払う費用で、通常必要なものは医療費控除の対象となります。

上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ 医療費控除の対象となるもの	介護報酬 1割負担分	居住費	食費
(介護予防)訪問介護【ホームヘルプサービス】(生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除きます。)	○	—	—
夜間対応型訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護	○	—	—
(介護予防)通所介護【デイサービス】 (介護予防)認知症対応型通所介護	○	—	×
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)短期入所生活介護【ショートステイ】	○	×	×

【医療費控除の対象外となる介護保険の居宅サービス等】

(介護予防)認知症対応型共同生活介護【認知症高齢者グループホーム】、特定施設入居者生活介護【有料老人ホーム等】、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、(介護予防)福祉用具貸与

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション） 運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人社団啓愛会が開設する介護老人保健施設ゆうゆうハウスが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護老人保健施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者とする。

3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 ゆうゆうハウス
- (2) 所在地 富山県小矢部市島322番地
- (3) 電話番号 0766-67-8008 ファックス番号 0766-67-8002
- (4) 管理者名 施設長 宮元 進
- (5) 介護保険指定番号 介護老人保健施設(1650980012号)

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1		介護老人保健施設と兼務
理学療法士又は 作業療法士又は 言語聴覚士	同左	1		介護老人保健施設と兼務

(1) 管理者

管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、祝日、お盆（8月15日、16日）、年末年始（12月31日から1月2日まで）を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、富山県小矢部市の区域とする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合

を乗じた額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。

区分（片道の距離）	交通費
1.0km未満	0円
1.0km以上2km未満	100円
2.0km以上3.0km未満	200円
以下1km増すごとに100円を加算	
消費税は別途徴収	

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（緊急時における対応方法）

- 第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（守秘義務及び個人情報の保護）

- 第10条 従業者に対して、従業者である期間および従業員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、従業者が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第10条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後 6カ月以内

（2）継続研修 年1回

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

介護老人保健施設 ゆうゆうハウス

住所：小矢部市 島 322
TEL：0766-67-8008
FAX：0766-67-8002
担当：井林、吉川、長井
介護保険指定番号 1650980012 号

訪問リハビリのご案内

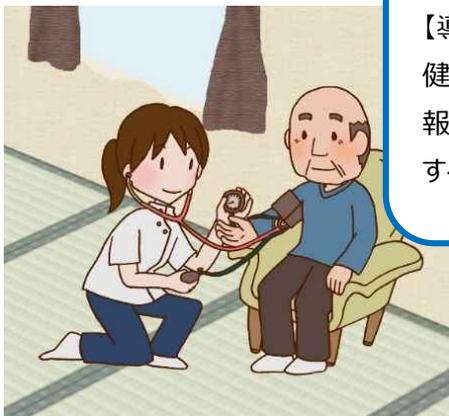
*休業日：土曜・日曜・祝日・年末年始・お盆

ケガや病気、老化などで要支援または要介護状態になった方が、在宅において可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、生活機能の維持・向上を目指し、利用者様のご自宅で理学療法、作業療法など必要なリハビリテーションを行うサービスです。

サービスの内容

1. 健康状態の維持・管理

- ・病状の管理
- ・血圧、脈拍などの健康状態のチェック



【導入事例①】

健康状態をチェックし、各事業所のスタッフとの情報共有を行うことで、ご利用者様の変化に対応することができました。

2. 心身機能の維持回復トレーニング

- ・関節の痛みやこわばりの改善・予防
- ・認知機能の維持・向上
- ・筋力、体力の維持・向上
- ・離床時間、活動時間の拡大

【導入事例②】

寝たきりで繰り返し褥瘡が出来る方に、ポジショニングを行い、注意点を他事業所に伝え、対応を統一しました。加えて関節可動域運動を実施し、安楽な姿勢で休まれるようになり、褥瘡が改善しました。



【導入事例③】

寝たきりの方でしたが、訪問リハビリを導入し、車いすへ座れるようになりました。デイサービスに通い、お風呂も入れるようになりました。



3. 日常生活動作の練習や指導

- ・立つ、歩く、ベッドから車いすに移動する、食事、排泄、更衣、入浴動作などの維持・向上
- ・料理、洗濯、掃除や外出に必要な動作の練習

【導入事例④】

家事動作は自宅で実際に行い、評価・指導をするため、より実践的な練習になります。動作の注意点や工夫を伝え、安全に家事動作が行えるようになりました。



【導入事例⑤】

訪問リハビリ導入時は一時的な寝たきりで排泄はポータブルトイレでしたが、導入にて意欲向上・立位バランス安定・歩行能力向上し、自宅トイレまで歩いて排泄が行えるようになりました。



4. 自宅の環境調整、家族指導

- ・歩行器や杖など福祉用具の提案
- ・介助方法の助言

【導入事例⑥】

居室内での転倒が続いていましたが、ベッドやポータブルトイレの位置関係の見直しや手すりの導入などの環境調整を行い、転倒の軽減につながりました。



【導入事例⑦】

外出や受診を想定し、玄関の階段昇降練習や車の乗り降り練習、奥様への介助指導を実施したところ、外出頻度が増えました。

【導入事例⑧】

ご家族様が全介助では車椅子への移乗が難しく、外出できずに困っていたため、移乗方法や車椅子の変更を行いました。福祉用具も活用しながらご家族様ともに移乗の練習を行い、外出が可能になりました。

料金

- | | |
|---------------------------------------|--------------------|
| ・(介護予防)訪問リハビリ2(コード:2211) | 307 単位/20 分(週6回まで) |
| ・(介護予防)訪問リハビリサービス提供体制強化加算 I(コード:6102) | 6 単位/20 分 |

*1回の訪問につき40分、週2回のリハビリ+サービス提供体制強化加算を標準とします。